

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月28日
【事業年度】	第15期（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）
【会社名】	株式会社エクスマーション
【英訳名】	e X m o t i o n C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 博之
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号
【電話番号】	03(6420)0019(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼経営企画室長 三上 宏也
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号
【電話番号】	03(6420)0019(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼経営企画室長 三上 宏也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2018年11月	2019年11月	2020年11月	2021年11月	2022年11月
売上高 (千円)	834,369	976,249	877,186	957,925	1,048,089
経常利益 (千円)	146,121	190,012	100,114	145,633	186,364
当期純利益 (千円)	99,235	140,208	68,089	100,207	134,523
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	425,022	436,759	445,214	448,251	449,509
発行済株式総数 (株)	1,320,300	2,797,100	2,907,700	2,947,300	2,963,800
純資産額 (千円)	1,264,592	1,391,271	1,433,926	1,496,459	1,589,249
総資産額 (千円)	1,367,708	1,513,864	1,511,793	1,605,846	1,711,858
1株当たり純資産額 (円)	478.64	497.16	493.04	507.68	536.17
1株当たり配当額 (円)	28.00	15.00	15.00	15.00	17.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	45.58	52.42	24.10	34.26	45.56
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	38.92	48.59	22.65	33.25	44.63
自己資本比率 (%)	92.4	91.9	94.8	93.2	92.8
自己資本利益率 (%)	12.2	10.6	4.8	6.8	8.7
株価収益率 (倍)	51.55	50.65	54.98	28.40	21.11
配当性向 (%)	30.7	28.6	62.2	43.8	37.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	136,292	147,434	85,556	93,770	143,038
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	23,680	24,434	12,162	2,814	15,104
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	794,423	13,493	25,433	37,674	41,677
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,162,534	1,272,040	1,320,000	1,373,281	1,459,537
従業員数 (人)	52	59	64	65	69
株主総利回り (%)	-	114.2	58.3	43.9	44.2
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(104.5)	(110.6)	(124.1)	(131.2)
最高株価 (円)	7,460	2,880 (4,900)	2,717	1,749	1,249
最低株価 (円)	4,000	1,666 (2,793)	882	948	820

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の総数を記載しております。臨時雇用者は該当ありません。

4. 2019年4月5日開催の取締役会決議により、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 第11期の1株当たり配当額28.00円には、東京証券取引所マザーズ（現 東京証券取引所グロース）への株式上場を記念した記念配当8.00円を含んでおります。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロースにおけるものであります。また、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第12期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、2008年に東京都港区芝において、ソフトウェア開発のコンサルティングを目的とする会社として、株式会社エクスマーシオンを設立いたしました。

その後、2017年に本社を東京都品川区大崎に移転いたしました。

当社の設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
2008年9月	東京都港区芝において株式会社エクスマーシオン（資本金9,000千円）設立
2010年10月	開発ツール「mtrip」販売開始
2017年5月	東京都品川区大崎に本社を移転
2018年7月	東京証券取引所マザーズに株式を上場 I S M S（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得
2021年1月	実践型ナレッジ提供サービス「Eureka Box（ユーリカボックス）」提供開始
2021年6月	プライバシーマーク認証を取得
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行

3【事業の内容】

当社は、モデリング技術注1を中心としたソフトウェアの設計技術や、コード品質を改善するリファクタリング注2、さらには複数の製品を効率的に開発するための部品開発や派生開発など、ソフトウェア開発に有効な多くの技術について豊富な経験と技術を有するコンサルタントを擁し、自動車業界を中心に提案から課題解決までをワンストップで提供することで、顧客を支援するコンサルティング会社です。

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、主たるサービス内容の特徴を整理すると以下のとおりであります。

コンサルティング

自動車やロボット、デジタル機器等の製品に組み込まれる「組み込みソフトウェア」の品質改善に特化したコンサルティングを提供しています。

当社のコンサルティングは、従来型の提案主体のコンサルティングではなく、提案した内容を実際に自分たちで実践し、直接課題解決まで手掛けるワンストップ型の実践的スタイルが特徴です。

コンサルティング内容は、モデリング技術を中心に、組み込みソフトウェア開発に有効な多くの技術を得意領域にしています。

また、特に自動車分野に大きな実績を持ち、車載システムの多くの分野に対し、主に上流工程を中心とした開発技術の導入を支援してまいりました。現在も、国内の自動車メーカー、サプライヤーに対し、モデルベース開発の導入/展開や機能安全への対応などを中心に、数多くの支援を行っております。

教育・人材育成

コンサルティングで当社が活用するエンジニアリング手法については、当社内で技術習得用のトレーニング教材を独自開発しております。開発したトレーニング教材はコンサルティング時の技術導入に活用するだけでなく、単独の人材育成用トレーニングサービスと、オンラインによる学習プラットフォーム「Eureka Box」（ユーリカボックス）としてお客様に活用いただいております。

ツール提供

コンサルティングで実績のあるソリューションの一部は、多くの方に低価格で利用していただけるよう、ツールとしても提供しています。

現在は、異なるモデル同士の変換ツール「mtrip」をリリースしております。

当社の事業系統図は下記のとおりであります。

[事業系統図]



- 注1．モデリング技術とは、多様化するユーザーニーズに対応するために問題の仕組みや検討過程を可視化し、組織のナレッジとしての共有や他者に伝えやすい形式で資産化すること。
- 注2．リファクタリングとは、プログラムの外部から見た動作を変えずにソースコードの内部構造を整理すること。
- 注3．Sierとは、システムインテグレーション（システム構築業務の企画・構築及びサポート等）を請け負う人・会社のこと。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ソルクシーズ (注)	東京都港区	1,494,500	ソフトウェア開発 事業	(被所有) 54.02	役員の兼任あり。

(注) 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年11月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
69	41.8	5.5	7,543

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の総数を記載しております。臨時雇用者は該当ありませ
ん。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針（企業理念）

組込みシステムの開発現場は、大規模・複雑化への対応に追われる中、一刻も早い変革が求められています。

当社は、組込みシステム開発の変革に取り組まれるお客さまを現場から支援し、成功に導くためのプロフェッショナル集団です。十分な実績と多くの知見をもったコンサルタントがもたらす「高品質なソフトウェア」により、効率的な組込みシステム開発への変革を成功させ、最終的に、顧客企業の開発する製品の競争力向上へとつなげます。

(2) 経営戦略等

AI、IoTによる第4次産業革命の幕開けにより、ソフトウェアがますます重要になるこれからの社会や組込みシステムに対しては、当社のもたらす「高品質なソフトウェア」は、これまで以上に期待されることが予想されます。

主要な顧客である日本の産業をリードする自動車分野で、最先端の製品開発を支援していくことでノウハウや知見をさらに蓄えていき、建設機器、農機、医療、FA等、あらゆる分野での開発支援にも携わっていくことで、引き続き、当社事業の積極的な展開とともに、株主・投資家を始めとする当社の利害関係者への積極的な利益還元を目指します。

(3) 経営環境

AI、IoTによる第4次産業革命の幕開けにより、社会全体がコンピュータで変革される「データ駆動型社会」への移行が始まっています。これまでのようなひとつの製品やコンピュータに閉じたシステムではなく、IoTによってすべてが接続され一体となった、より大きなシステムの構築が求められています。

このシステムの中で、組込み機器は現実世界と仮想世界をつなぐ接点として、重要な役割を担うことが期待されているとともに、それを実現するためには、これまで以上のソフトウェア開発が必要になると見込まれます。

当社顧客の多くを占める自動車分野においては、新機能の開発が、これまで以上のペースで増加することが見込まれます。具体的には、高度運転支援(ADAS)のより一層の強化、自動運転(ADS)レベル3対応モデルのリリース、電気自動車(EV)やハイブリッド(HEV)等の新パワーユニットの量産、次世代コックピットやスマートミラー等既存機能のスマート化です。

これらの機能を実現するためには、ソフトウェアが大きな比重を占め、それに対する品質確保の需要は、より一層高まるものと思われます。また、自動車単体に留まらない、AI・IoT時代でのモビリティサービスの試行も始まり、より広範囲な品質確保に対する期待も強まると想定されます。

第4次産業革命を迎え、各企業では新しい製品開発やイノベーションを生み出すための活動を活発化させています。しかし長年の機能追加・変更による品質劣化がより一層進行した既存製品の組込みソフトウェアが膨大な保守作業を引き起こすことで、上記イノベーションを停滞させてしまうおそれがあります。

この停滞を避けるために、既存ソフトウェアの品質改善に対する需要はこれまで以上に高まるものと思われます。ただし、リソース(人、モノ、金)の多くは今後を担うイノベーションに割きたいため、既存ソフトウェアの品質改善は、究極の効率化が求められます。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

優秀な人材の確保

ホームページのリニューアル、展示会への出展等により当社の知名度向上を図り、新卒、中途にかかわらず、積極的に人員確保を行っていきます。人員不足による機会損失を防止するため、専任者を設置して採用を強化し、継続して、採用活動を行い、即戦力となる人材の確保に努めております。また、新卒の採用及び教育による人員確保も並行して行ってまいります。

収益基盤の拡充

当社は、自動車分野以外の新規分野における収益基盤の強化が課題の一つであると考えております。当社は、自動車分野で培ったソリューションを展開できる新規分野（医療、建設機械等）への参入等に注力しながら事業を展開してまいります。医療機器分野や建設機械等、自動車業界以外への対応も、規模は小さいものの、展開を図っております。

また、コンサルタントの人員数の制約を受けないストックビジネスとして、オンラインによる学習プラットフォーム「Eureka Box」（ユーリカボックス）の拡販に注力してまいります。

コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制の強化は必須であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査等委員会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っているところです。

また、内部管理体制については管理部門の増員を実施しておりますが、一層の体制強化が必要であると認識しております。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、収益力を高めるとともに、経営の効率化を図ってまいります。経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標は、売上高、売上総利益率、売上高営業利益率、コンサルタント要員数、ROE及び配当性向を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 特定業界への依存

当社の売上高は、第15期事業年度においては、自動車業界向けで約91%が占められております。自動車業界が推進する自動運転等の技術や開発現場で起こる問題点等に対して、当社の提案や支援が求められておりますが、技術開発が一段落したり、現場支援のニーズが減少したりした場合、当社への依頼が大きく減少し、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

当該リスクに対しては、他分野（医療機器、産業機器等）での新規顧客獲得により、リスクの軽減に努めておりますが、特定分野への売上集中を解消するには時間を要する可能性があります。

(2) 特定顧客への依存

当社の売上高は、第15期事業年度においては、取引先上位2社に対する売上が全売上高の67%を占めております。当該2社とも自動車業界に属しており、技術支援や現場支援等を実施しておりますが、当該ニーズが減少した場合、当社への依頼が減少し、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

当該リスクに対しては、売上を特定の会社に集中しないように分散を図り、リスクの軽減に努めておりますが、特定顧客への依存を解消するには時間を要する可能性があります。

(3) 要員の確保

当社では、ソフトウェアエンジニアリングの理論と、それらを使える技術として実践できるスキルを有する人材により、ソフトウェアに関わる様々な問題を解決するコンサルティングサービスを提供しておりますが、社員の採用については、大手メーカー等との人材獲得競争激化により、当社が求めるスキルを有した人材の確保が困難になっております。また、中長期的に新卒者人口は減少傾向にあるため、優秀な人材の確保が困難になる可能性があります。

こうした状況が続くと当社においても必要な要員等が十分確保できず、その結果、新規顧客からの要請や既存顧客からの追加要請などに、十分なコンサルタントの配置が困難となる可能性があり、そのような場合に受注ができないことで当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

さらに当社は少数精鋭で運営しており、個々の業務は担当する社員のスキルに依存しているため、現場支援を行う社員の退職は、顧客に対するサービスの提供に影響を与える可能性があります。

当該リスクに対して、専任者を設置して、人材紹介会社との連携により通年採用を行い、人材確保に努めるとともに、在籍社員に対しては、各人のスキル向上に向けた予算を付与したり、月2回、帰社日を設けて社員同士の情報交換等を行ったりする等、人材の定着化に努めておりますが、完全に回避できるものではありません。そのため、重要な社員の退職等が発生した場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

(4) 情報漏洩リスク

当社においては、業務特性上、頻繁に顧客のソフトウェア開発に関する情報や、さらには新製品、新技術に関する情報等、顧客に関する重要な情報を取り扱うことがあります。情報漏洩事故が発生した場合、契約破棄、失注等が発生し、信用失墜、事業展開への影響が発生する可能性があります。

当該リスクに対して、データを暗号化する、顧客データを個人のPCに保存しない、BIOSパスワードを設定する等の対応をとるとともに、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得し、情報セキュリティ基本方針を定め、当社役職員への遵守、徹底を図る等により情報漏洩のリスクの軽減に努めておりますが、完全に回避できるものではありません。そのため、情報の漏洩等が発生した場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

(5) 新技術への対応に関するリスク

当社のコンサルティング事業は、アーキテクチャや開発プロセスなどにフォーカスしたソフトウェアエンジニアリング技術に基づいて展開しております。

現時点においては当社のソフトウェアエンジニアリング技術は、顧客企業の要求を満たす十分な優位性を有していると認識しており、原則として稼働時間の一定割合をスキル向上のためのワーキング活動に充てるなど、顧客企業のドメイン知識、新たな技術や知見及びノウハウ等が蓄積できるように取り組んでおります。

このような取り組みにも関わらず、ソフトウェアエンジニアリングに新たな技術や手法等がもたらされた場合や高度なAIやツールなどの発展によるソリューションサービスが確立された場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

(6) コンサルティング案件終了に関するリスク

当社では、顧客からの受注に基づき、案件ごとに契約書や注文書等を取り交わしてコンサルティングサービスを提供しております。顧客における経営方針や業績の変化等、何らかの理由により顧客との契約が解除されたり、中途解約により業務が継続できなくなった場合や、契約の終了により当初見込んでいた売上が計上されなくなった場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制及び訴訟等のリスクについて

法的規制のリスクについて

当社のコンサルティング事業において、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）で定められた労働者派遣事業に該当するものがあります。当社は、関係法令の遵守に努めておりますが、労働者派遣法に定める派遣元事業主としての欠格事由に該当したり、関係法令に違反した場合には当該事業の停止や許可の取消しを命じられる可能性があります。また、新たに法規制の制定や改廃等が行われた場合や、司法・行政解釈等の変更がある場合には、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等のリスクについて

当社は、取引先と契約を締結する際に、事前にトラブル時の責任分担を取り決める等、過大な損害賠償の請求をされないようリスク管理を行っております。しかしながら、契約時に想定していないトラブルの発生等、取引先等との何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社の社会的信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) コンプライアンスリスクについて

当社は、当社の役員及び従業員に対し、行動規範を定める等、コンプライアンスに対する意識の徹底を図っております。しかしながら、万が一、当社の役員及び従業員がコンプライアンスに違反する行為を行った場合には、当社の社会的信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 風評リスクについて

当社は、高品質のサービスの提供に努め、役員及び従業員に対する法令遵守浸透、情報管理やコンプライアンスに対する意識の徹底を行い、経営の健全性、効率性及び透明性の確保を図っております。しかしながら、当社のサービスや役員及び従業員に対して意図的に根拠のない噂や悪意を持った評判等を流布された場合には、当社の社会的信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 当社代表取締役への依存について

当社の代表取締役社長である渡辺博之は、当社の創業者であり、設立以来取締役を務めております。同氏は、モデリングに関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社は、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織について

当社は、2022年11月末日現在において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち、社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）、従業員69名と小規模な組織となっており、内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社は、今後の事業規模の拡大に応じて、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新株予約権について

当社は、当社の役職員に対してインセンティブを目的として、新株予約権を利用したストック・オプション制度を採用しております。2023年1月31日時点におけるストック・オプションによる潜在株式数は60,200株であり、発行済株式総数の2.0%に相当します。これらストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

(13) 親会社について

当社は、親会社として株式会社ソルクシーズを有していますが、当社は独自の企業文化、経営の自主性を維持しており、独立した経営を行っております。今後においても同社は当社の自主的な経営を尊重しつつ連携を深めていくものとしておりますが、同社の経営方針に変更があった場合、当社の事業運営等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の役員のうち2名が親会社の役員による兼務となっておりますが、これ以外には、当社と親会社との間に人的関係及び取引関係はありません。

当社は、親会社との間で以下の関係を有しております。

役員の兼務について

取締役会長の長尾章は、当社の親会社である株式会社ソルクシーズの代表取締役社長を務めております。同氏につきましては、取締役としての経験が豊富であること及びIT業界に関して相当程度の知見を有していることから、同社と当社の連携強化を図るとともに、経営基盤の強化を期待し招聘しております。監査等委員である取締役の甲斐素子は、当社の親会社である株式会社ソルクシーズの取締役管理本部副本部長兼経理部長を務めております。同氏につきましては、経理部長として財務・経理業務に携わってきた豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、同社と当社の連携強化を図るとともに、監査体制の強化を期待し招聘しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、経済社会活動の正常化が進み、緩やかな景気の持ち直しの動きが見られました。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、世界的な金融引締めが続く中で、金融資本市場の変動や中国における感染動向、物価上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

当社の事業領域である組込みソフトウェア開発のコンサルティング業界におきましては、引き続き、製造業におけるソフトウェアの重要性が高く、高付加価値の支援が必要とされています。特に自動車業界における電動化や自動運転をはじめとするCASE領域では、ソフトウェアの大規模・複雑化が進んでおり、また、製造業のDX化もあり、人材の確保とリスクリングが急務と考えております。

このような環境の下、コンサルティング事業は、CASEやソフトウェア・ファーストの領域で受注を伸ばし、堅調に推移しました。また、サービス開始から2年目となる「Eureka Box」（ユーリカボックス）は、デジタルマーケティングの社内体制が整い、本格的な販売促進フェーズに移行し、販売パートナーと提携し、販路拡大の推進を図ってまいりました。

a. 財政状態

（流動資産）

当事業年度末における流動資産は1,646,806千円となり、前事業年度末に比べ110,070千円増加いたしました。これは主に当期純利益の計上に伴い現金及び預金が86,218千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産は65,052千円となり、前事業年度末に比べ4,058千円減少いたしました。これは主に減価償却に伴い無形固定資産が4,806千円減少したことによるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債は122,609千円となり、前事業年度末に比べ13,222千円増加いたしました。これは主にその他に含まれる契約負債が8,127千円、預り金が6,001千円それぞれ増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は1,589,249千円となり、前事業年度末に比べ92,789千円増加いたしました。これは主に新株予約権の行使に伴い資本金及び資本準備金がそれぞれ1,258千円増加したことと、当期純利益の計上に伴い利益剰余金が90,314千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は92.8%（前事業年度末93.2%）となりました。

b. 経営成績

当事業年度の業績は、売上高1,048,089千円（前期比9.4%増）、営業利益184,770千円（同28.4%増）、経常利益186,364千円（同28.0%増）、当期純利益134,523千円（同34.2%増）と増収増益となり、売上高及び各段階利益は前事業年度を上回り、売上高は過去最高となりました。

なお、当社はコンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ86,255千円増加し、当事業年度末残高は1,459,537千円となりました。主な要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、主に棚卸資産の増減額16千円が減少したことと、法人税等の支払額 54,011千円が増加した一方で、税引前当期純利益186,202千円、売上債権の増減額 22,321千円がそれぞれ増加したことにより、前年同期に比べ49,268千円増加し、143,038千円の収入（前年同期は93,770千円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は、主に有形固定資産の取得による支出 7,443千円、無形固定資産の取得による支出 7,665千円などにより、前年同期に比べ12,290千円増加し、15,104千円の支出（前年同期は2,814千円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果支出した資金は、主に株式の発行による収入2,475千円が減少したことと、配当金の支払額 44,152千円が増加したことにより、前年同期に比べ4,003千円増加し、41,677千円の支出（前年同期は37,674千円の支出）となりました。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社はコンサルティング事業の単一セグメントであり、当事業年度の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
コンサルティング事業	582,304	105.4
合計	582,304	105.4

(注) 金額は製造費用によっております。

b. 受注実績

当社はコンサルティング事業の単一セグメントであり、当事業年度の受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
コンサルティング事業	1,050,135	113.8	197,893	101.0
合計	1,050,135	113.8	197,893	101.0

c. 販売実績

当社はコンサルティング事業の単一セグメントであり、当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
コンサルティング事業	1,048,089	109.4
合計	1,048,089	109.4

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)		当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社SUBARU	436,827	45.6	398,378	38.0
オープン・コア株式会社	152,192	15.9	306,392	29.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の財政状態及び経営成績は、次のとおりであります。

a. 財政状態の状況

財政状態の状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況 a. 財政状態」をご参照ください。

b. 経営成績の状況

(売上高)

当事業年度の売上高は、CASEやソフトウェア・ファーストの領域で受注増と、最新の技術課題や製造業DXへの取り組みを支援する案件が増加し、順調に推移しました。この結果、売上高は前期比9.4%増の1,048,089千円と過去最高となりました。

(売上総利益)

当事業年度の売上原価は、売上の拡大に伴い、労務費等が増加したことにより同1.7%増の582,310千円となりました。この結果、売上総利益は同21.0%増の465,778千円となりました。

(営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、人件費の増加、採用費の増加、販促にかかる費用の増加等により同16.5%増の281,008千円となりました。この結果、営業利益は同28.4%増の184,770千円となりました。

(経常利益)

当事業年度の営業外収益は、受取手数料の減少により同7.4%減の1,594千円となりました。この結果、経常利益は同28.0%増の186,364千円となりました。

(当期純利益)

当事業年度の法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む。)は、同13.8%増の51,679千円となりました。この結果、当期純利益は同34.2%増の134,523千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

a. 資金需要

当社の資金需要のうち主なものは、人件費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。

b. 財務政策

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

これらの資金需要につきましては、自己資金によることを基本としておりますが、必要に応じて銀行借入で調達する方針であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績やその時々状況を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があることから、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、一部業界及び特定顧客への依存等、様々な要因が挙げられます。詳細につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりと認識しております。これらのリスクについては解消に努めていく所存です。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

重要な経営指標として、売上高、売上総利益率、売上高営業利益率、コンサルタント要員、ROE及び配当性向を使用しております。それぞれの指標の当事業年度における達成率及び次期の計画は以下のとおりであります。売上高は、計画比1億5百万円減(達成率90.9%)、売上総利益率は計画比0.5%減(達成率99.0%)となりましたが、売上高営業利益率は計画比0.2%増(達成率101.5%)と上回る結果となりました。また、コンサルタント要員は計画比10人減(達成率84.6%)、ROEは、計画比0.2%減(達成率97.6%)、配当性向5.2%増(達成率116.3%)となりました。引き続き、計画の達成に向けて、各経営課題に取り組んでまいります。

(単位:百万円)

	2022年11月期			2023年11月期
	計画	実績	達成率(%)	計画
売上高	1,153	1,048	90.9	1,173
売上総利益率(%)	44.9	44.4	99.0	46.2
売上高営業利益率(%)	17.4	17.6	101.5	19.3
コンサルタント要員(人)	65	56	86.2	63
ROE(%)	8.9	8.7	97.6	9.7
配当性向(%)	32.1	37.3	116.3	31.5

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当事業年度の研究開発活動で、特記すべきものはありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は15,108千円であります。当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、設備投資等の概要につきましては事業部門別に記載しております。

有形固定資産	本社	5,404千円
	コンサルティング事業	2,038千円
無形固定資産	本社	4,530千円
	コンサルティング事業	3,135千円

有形固定資産の主な設備投資は、コンピュータ機器及び備品の購入等です。無形固定資産の主な設備投資は、自社利用ソフトウェアです。

なお、重要な設備の除却または売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2022年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	コンサルティング 事業	事務所、 コンピュータ、 ソフトウェア	5,377	8,501	22,408	36,287	66
名古屋プロジェクトルーム (愛知県名古屋市中区)	コンサルティング 事業	事務所、 コンピュータ	1,158	900	-	2,059	3

(注) 1．現在休止中の主要な設備はありません。

2．すべての事業所は賃借しており、その年間賃借料は30,756千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年11月30日)	提出日現在発行数 (株) (2023年2月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,963,800	2,965,300	東京証券取引所 (グロース)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,963,800	2,965,300	-	-

(注) 1. 2022年12月1日から2023年1月31日までの新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,500株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2023年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	2016年3月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 20
新株予約権の数(個)	134
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

当事業年度の末日(2022年11月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年1月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査等委員である取締役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合は、当

社または当社子会社の取締役、監査等委員である取締役または従業員の地位を喪失した日から1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日に至るまでに限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(3)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (5) 権利行使に係る払込金の一暦年間の合計額が1,200万円を超えてはならない。
- (6) 新株予約権者は、本新株予約権の個数のうち、この全部または一部につき新株予約権を行使することができる。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権を行使することにより、行使された新株予約権の総数が割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数(ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げる。)を上回らないことを条件とする。
- 2018年4月1日から2019年3月31日まで3分の1
2019年4月1日から2020年3月31日まで3分の2
2020年4月1日から2026年2月28日まで3分の3

2. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記のとおり決定する。

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

上記のほか、下記に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記計算式で定められる行使価額を調整して得られる額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）1．「新株予約権の行使条件」を参照

(9) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記新株予約権の行使条件に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- 3．2019年4月5日開催の取締役会決議により、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2016年11月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	（注）4
新株予約権の数（個）	483 [468]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 48,300 [46,800]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150
新株予約権の行使期間	自 2020年3月1日 至 2023年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 153.50 資本組入額 76.75
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

当事業年度の末日（2022年11月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権の行使の条件

- 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- 新株予約権者は、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における2017年11月期から2019年11月期の営業利益の合計額が350百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- 上記(2)に関わらず、本新株予約権の割当日から1年6ヶ月を経過する日までの期間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）
- (4) 受益者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査等委員である取締役または従業員、当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- (5) 上記(4)の規定にかかわらず、信託期間満了日以降、新株予約権の交付を受けた新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記(5)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記のとおり決定する。

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

上記のほか、下記に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記計算式で定められる行使価額を調整して得られる額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）1．「新株予約権の行使条件」を参照。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が上記新株予約権の行使条件に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

3．2019年4月5日開催の取締役会決議により、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4．付与対象者は、2019年1月28日に確定しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年3月16日 (注)1.	911,400	930,000	-	13,500	-	4,500
2018年7月25日 (注)2.	200,000	1,130,000	307,280	320,780	307,280	311,780
2018年8月30日 (注)3.	54,600	1,184,600	83,887	404,667	83,887	395,667
2017年12月1日～ 2018年11月30日 (注)4.	135,700	1,320,300	20,355	425,022	20,355	416,022
2018年12月1日～ 2019年5月31日 (注)4.	4,400	1,324,700	660	425,682	660	416,682
2019年6月1日 (注)5.	1,324,700	2,649,400	-	425,682	-	416,682
2019年6月1日～ 2019年11月30日 (注)4.	147,700	2,797,100	11,077	436,759	11,077	427,759
2019年12月1日～ 2020年11月30日 (注)4.	110,600	2,907,700	8,454	445,214	8,454	436,214
2020年12月1日～ 2021年11月30日 (注)4.	39,600	2,947,300	3,037	448,251	3,037	439,251
2021年12月1日～ 2022年11月30日 (注)4.	16,500	2,963,800	1,258	449,509	1,258	440,509

(注)1. 株式分割(1:50)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,340.00円
引受価額 3,072.80円
資本組入額 1,536.40円
払込金総額 614,560千円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当先 株式会社SBI証券
発行価格 3,072.80円
資本組入額 1,536.40円

4. 新株予約権の権利行使によるものであります。

5. 株式分割(1:2)によるものであります。

6. 2022年12月1日から2023年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ115千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年11月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	18	13	8	3	1,505	1,549	-
所有株式数（単元）	-	74	838	16,207	109	13	12,379	29,620	1,800
所有株式数の割合（％）	-	0.25	2.83	54.72	0.37	0.04	41.79	100.00	-

（注）自己株式55株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ソルクシーズ	東京都港区芝浦3丁目1番21号	1,600,000	53.99
渡辺 博之	埼玉県さいたま市浦和区	136,000	4.59
芳村 美紀（注）	神奈川県川崎市宮前区	120,000	4.05
井山 幸次	神奈川県川崎市多摩区	58,000	1.96
舩山 益宏	東京都品川区	36,200	1.22
服部 勢	長野県長野市	28,100	0.95
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	24,900	0.84
斎藤 賢一	神奈川県相模原市緑区	20,000	0.67
三輪 有史	東京都練馬区	20,000	0.67
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	16,700	0.56
計	-	2,059,900	69.50

（注）芳村美紀氏の戸籍上の氏名は、木村美紀であります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,962,000	29,620	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,800	-	-
発行済株式総数	2,963,800	-	-
総株主の議決権	-	29,620	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	55	-	55	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2023年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2023年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり17円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は37.3%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、人員の強化、顧客ニーズに応える技術レベルの向上を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2023年2月27日 定時株主総会決議	50,383	17

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に高めていくためにコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、経営の効率性・健全性の確保及び適時適切な情報開示に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人の設置会社であります。当社が設置している会社の主要な機関は、以下のとおりです。

・取締役会

取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されており、経営に関する重要事項の審議・決定及び業務執行の監督を行う機関として原則月1回開催し、また、適宜、臨時取締役会を開催し、緊急の課題に対し、適時かつ迅速な意思決定が可能ないように運営しております。

なお、取締役会の構成員の役職名及び氏名は以下のとおりです。

議長： 代表取締役社長 渡辺博之

構成員： 取締役会長 長尾章、常務取締役 芳村美紀、取締役 井山幸次、取締役 鷲崎弘宜（社外取締役）、取締役監査等委員 水谷幸二（社外取締役）、取締役監査等委員 甲斐素子、取締役監査等委員 中村渡（社外取締役）

・監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（全て非常勤）で構成されており、原則月1回、監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、会社法、監査等委員会監査基準に準拠し、取締役の職務の執行を監査する目的の下、監査等委員会が定めた方針、計画に従い、業務及び財産の状況の調査、計算書類等の監査、取締役の競業取引、利益相反取引等の監査を行っております。

なお、監査等委員会の構成員の役職名及び氏名は以下のとおりです。

議長： 取締役監査等委員 水谷幸二（社外取締役）

構成員： 取締役監査等委員 甲斐素子、取締役監査等委員 中村渡（社外取締役）

・経営会議

経営会議は、経営メンバーの協議・決定機関として、主に常勤の取締役及び執行役員で構成されており、取締役会上程事項の審議、業務執行状況の報告、内部統制実施計画の承認及び状況報告、リスク管理に関する状況報告及び対応に関する決定等を行い、業務監督機能の強化に努めております。

なお、経営会議の構成員の役職名及び氏名は以下のとおりです。

議長： 代表取締役社長 渡辺博之

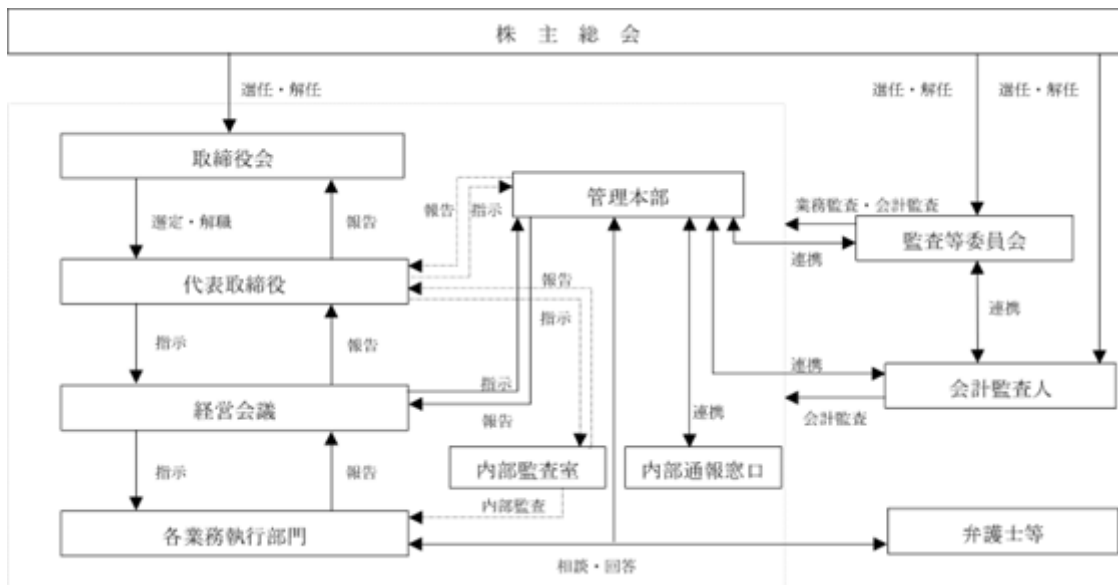
構成員： 常務取締役 芳村美紀、取締役 井山幸次、取締役監査等委員 水谷幸二（社外取締役）、執行役員管理本部長兼経営企画室長 三上宏也

b. 当該体制を採用する理由

当社は、経営の効率性、健全性の確保及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化のために、2017年2月22日開催の定時株主総会決議に基づき、独立性の高い社外取締役を含む取締役3名以上で構成される監査等委員会設置会社へ移行いたしました。現在、当社の監査等委員会は3名で構成され、うち2名が社外取締役となっております。監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役は、監査業務に加え、取締役会で議決権を有し、経営陣や取締役に対して実効性の高い監督機能が確保できるものと考えております。

なお、当社は筆頭株主である株式会社ソルクシーズの子会社であり、同社から役員2名（取締役会長、取締役監査等委員）を受け入れておりますが、経営の自主性が維持できるよう努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの中核はコンプライアンス体制とリスク管理体制であり、いずれも企業が中長期的に健全に成長していくためには極めて重要であると認識しております。

これらの効果的な推進には役職員に対する教育や基本方針の制定、社内諸規程の整備等は不可欠ですが、当社では、取締役と監査等委員会、内部監査室と業務執行部門、事業部門と管理部門のような組織・機関間の相互牽制が基本的に重要であるとの認識に立ち、これらの相互牽制が十分機能するように配慮した組織や社内規程等を整備しております。

内部統制報告制度の対応につきましては、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、内部統制システムの構築を行い、有効な内部統制の整備・運用・評価を実施し、財務報告の記載内容の適正性及び信頼性の向上を図っております。

コンプライアンス体制の整備・充実につきましては、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス行動基準を制定しているほか、内部監査を通じ、当社の取締役及び使用人等の職務の執行が法令、定款及び社内規程等を遵守しているか確認しております。

b. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理につきましては、経営会議において、個々のリスクへの対応、全社的なリスク管理体制の整備、問題点の把握、体制の適切性に関するレビュー、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と対応等の活動を行っております。

c．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為などの場合には填補の対象としないこととしております。

d．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

e．取締役の選任の決議要件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役は、それぞれを区分して株主総会の決議によって選任します。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

f．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

g．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

h．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	長尾 章	1955年2月23日生	1983年3月 株式会社トータルシステムコンサル タント設立 取締役 1997年4月 同社常務取締役 1998年1月 合併により株式会社ソルクシーズ 専務取締役 2000年1月 同社常務取締役事業本部長 2000年3月 同社専務取締役事業本部長 2004年1月 同社代表取締役専務 2004年1月 株式会社エフ・エフ・ソル代表取 締役会長 (現任) 2005年3月 株式会社ソルクシーズ代表取締役 副社長 2006年3月 同社代表取締役社長 (現任) 2008年9月 当社代表取締役社長 2009年12月 株式会社コアネクスト代表取締役 会長 (現任) 2010年12月 株式会社イー・アイ・ソル代表取 締役会長 (現任) 2013年12月 当社代表取締役会長 2014年1月 株式会社インフィニットコンサル ティング取締役会長 (現任) 2015年1月 株式会社ノイマン代表取締役会長 (現任) 2017年12月 株式会社アスウェア取締役 (現任) 2018年2月 当社取締役会長 (現任) 2019年5月 株式会社Fleekdrive代表取締役会 長 (現任) 2020年4月 株式会社アリアドネ・インターナ ショナル・コンサルティング取締 役 (現任) 2022年7月 株式会社eek代表取締役会長 (現 任)	(注) 3	-
取締役社長 (代表取締役)	渡辺 博之	1962年12月11日生	1996年6月 株式会社オージス総研入社 2008年9月 当社専務取締役 2013年12月 当社取締役社長 2017年2月 当社代表取締役社長 (現任) 2019年3月 株式会社ソルクシーズ取締役 (現 任)	(注) 3	136
常務取締役 管理本部管掌兼 研究・開発本部管掌	芳村 美紀	1967年6月18日生	1991年4月 株式会社リコー入社 2008年9月 当社常務取締役 (現任) 2017年2月 当社管理本部管掌兼研究・開発本 部管掌 (現任)	(注) 3	120
取締役 コンサルティング本部長	井山 幸次	1967年12月21日生	2004年4月 株式会社オージス総研入社 2009年1月 当社入社 2009年6月 当社コンサルティング本部長 2015年12月 当社取締役コンサルティング本部 長 (現任)	(注) 3	58

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	鷲崎 弘宣	1976年11月19日生	2002年4月 早稲田大学助手 2004年4月 国立情報学研究所助手 2008年4月 早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科准教授 国立情報学研究所客員准教授 2010年10月 早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所所長 (現任) 2015年10月 Ecole Polytechnique de Montreal Visiting 2015年12月 株式会社システム情報社外取締役 (監査等委員)(現任) 2016年4月 早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科教授(現任) 国立情報学研究所客員教授 (現任) 2018年2月 当社社外取締役(現任) 2021年1月 IEEE Computer Society Vice President(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	水谷 幸二	1973年7月17日生	1996年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 2000年6月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現 株式会社ソフトバンク)入社 2000年10月 ソフトバンク・インベストメント株式会社(現 SBIホールディングス株式会社)転籍 2018年8月 佃パートナーズ株式会社設立 代表取締役(現任) 2018年9月 三田アドバイザリー株式会社取締役(現任) 2019年2月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) 2019年3月 株式会社トップ教育センター代表取締役会長(現任) 2022年12月 株式会社OKAN社外監査役(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	甲斐 素子	1972年7月8日生	1999年9月 株式会社ソルクシーズ入社 2013年12月 株式会社エフ・エフ・ソル監査役 (現任) 2014年1月 株式会社コアネクスト監査役 (現任) 2015年1月 株式会社ソルクシーズ経理部長 2018年2月 当社取締役(監査等委員) (現任) 2018年3月 株式会社イー・アイ・ソル監査役 (現任) 2019年4月 株式会社ソルクシーズ執行役員経理部長 2019年5月 株式会社Fleekdrive監査役(現任) 2020年4月 株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング監査役 (現任) 2021年3月 株式会社ソルクシーズ取締役管理本部副部長兼経理部長(現任)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	中村 渡	1966年4月25日生	1991年9月 アーサーアンダーセン会計事務所 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所	(注)4	-
			1995年1月 株式会社マイツ(池田公認会計士 事務所)入所		
			1996年4月 日本合同ファイナンス株式会社 (現 株式会社ジャフコ)入社 ジャフコ公開コンサルティング株 式会社(現 ジャフココンサル ティング株式会社)出向		
			2000年1月 中村公認会計士事務所開設 所長 (現任)		
			2002年1月 中村渡税理士事務所開設 所長 (現任)		
			2004年6月 株式会社Eストアー監査役		
			2009年6月 J-STAR株式会社監査役(現任)		
			2016年6月 株式会社百戦錬磨監査役(現任) 株式会社Eストアー社外取締役 (監査等委員)(現任)		
			2017年2月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)		
			2019年8月 株式会社REAH Technologies監査 役(現任)		
計					314

- (注) 1. 鷲崎弘宜、水谷幸二及び中村渡は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 水谷幸二、委員 甲斐素子、委員 中村渡
3. 2023年2月27日開催の定時株主総会終結の時から、2023年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年2月27日開催の定時株主総会終結の時から、2024年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2022年2月25日開催の定時株主総会終結の時から、2023年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名のうち1名（鷲崎弘宜氏）が社外取締役であります。また、監査等委員である取締役3名のうち2名（水谷幸二氏及び中村渡氏）が社外取締役であります。社外取締役3名は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。

鷲崎弘宜氏は、ソフトウェアエンジニアリング分野の専門家であり、かつ、同分野の第一人者であり、中長期的な方向性及び現在の技術の妥当性について、専門的見地から有効な助言を行っています。同氏は、2023年2月28日現在、早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所の所長、株式会社システム情報の社外取締役（監査等委員）、早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科の教授、国立情報学研究所の客員教授及びIEEE Computer SocietyのVice Presidentであります。同氏及びこれらの法人等と当社の間には、人事、資金、技術及び取引等、利害関係はありません。

水谷幸二氏は、金融機関等で長く勤務し、総務、内部監査等について相応の知識及び経験を有しており、専門的見地から有効な助言を行っています。同氏は、2023年2月28日現在、佃パートナーズ株式会社の代表取締役、三田アドバイザー株式会社の取締役、株式会社トップ教育センターの代表取締役会長及び株式会社OKANの社外監査役であります。同氏及びこれらの法人等と当社の間には、人事、資金、技術及び取引等、利害関係はありません。

中村渡氏は、公認会計士、税理士として専門的な知識及び経験を有しており、専門的見地から有効な助言を行っています。同氏は、2023年2月28日現在、中村公認会計士事務所の所長、中村渡税理士事務所の所長、J-STAR株式会社の監査役、株式会社百戦錬磨の監査役、株式会社Eストアーの社外取締役（監査等委員）及び株式会社REAH Technologiesの監査役であります。同氏及びこれらの法人等と当社の間には、人事、資金、技術及び取引等、利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針を定めてはおりませんが、選任の際には、経歴等を踏まえて個別に判断し、客観的に独立性の高い社外取締役の確保に努めております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役を3名選任しております（社外取締役1名、社外監査等委員2名）。社外取締役及び社外監査等委員は、各々の経験や知識に基づき、各取締役の職務について監督や監査を実施しております。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査については、四半期に一度、三様監査の場でそれぞれの監査状況を共有しております。また、監査等委員会と内部監査担当者、監査等委員会と会計監査人は、必要に応じて情報交換等を行い、監査の質の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員3名（全て非常勤、うち2名が社外取締役）で構成されております。当社の取締役及び使用人は、当社の業務・業績に係わる重要な事項、法令違反や不正行為等当社に損害を及ぼす事実について、監査等委員会へ報告するものとしております。監査等委員会は、必要に応じて業務執行部門に対し報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しています。また、監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるほか、会計監査人から定期的に監査報告とその説明を受けるとともに、随時、会計監査人と連携を図りながら、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の状況や内部統制システムの整備状況を監査しております。なお、監査等委員中村渡氏は、公認会計士の資格を有し、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員甲斐素子氏は、当社の親会社である株式会社ソルクシーズの経理部長として財務・経理業務に携わってきた豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を21回開催しており、各監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
水谷 幸二	21	21
甲斐 素子	21	21
中村 渡	21	19

監査等委員会における主な検討事項として、監査方針や監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の選定・評価、会計監査の相当性等になります。

当社は、常勤の監査等委員の選定は行っておりませんが、重要な社内会議への出席等による日常的な情報収集及び情報の共有を行っております。また、内部監査担当者として監査等委員会が連携して監査活動を行い、監査の実効性を確保しております。

内部監査の状況

当社は、内部監査担当者を1名選任しております。また、企業規模が小さく、専任の内部監査担当者を置くことができないため、内部監査室には、内部監査担当者を他部署との兼務で配置し、必要に応じて、外部の公認会計士を有する業者を利用し、内部監査体制を整備しております。代表取締役から直接監査の指示を受け、代表取締役に監査結果の報告を行っております。内部監査担当者は、法令・社内規程の遵守状況等につき、適宜監査等委員や会計監査人と連絡を取りつつ、処理の適正化と内部牽制の有効性確保の観点から、問題点等につき、具体的な改善の指示を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

佐藤 禎

吉村 仁士

d. 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他8名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたっては、品質管理、監査チームの体制、経営者及び監査等委員会とのコミュニケーション、監査報酬、不正リスクへの対応等を総合的に勘案しております。当監査法人につきましても、これらの条件を満たしていることに加えて、当社業務に関する知見も十分に有していると判断していることから、当社の会計監査人として適当と判断し、選定いたしました。

なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社が会計監査人を選定する根拠としている品質管理、監査チームの体制等の項目を鑑みて、十分にその責務を果たしていると評価しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前々事業年度	EY新日本有限責任監査法人
前事業年度	監査法人A&Aパートナーズ

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称
監査法人A&Aパートナーズ
退任する監査公認会計士等の名称
EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

2021年2月25日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2016年5月23日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2021年2月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。監査工数の増加に伴う監査報酬の増額要請を契機に、当社の事業規模に適した監査対応や監査報酬の妥当性について検討した結果、新たに監査法人A&Aパートナーズを会計監査人として選任するものであります。

監査等委員会が監査法人A&Aパートナーズを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、また会計監査人に必要とされる専門性・独立性・効率性、監査体制等を総合的に勘案した結果、監査法人A&Aパートナーズが適任であると判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
監査等委員会の意見
妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
16	-	15	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a . を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の会計監査人の監査業務及び非監査業務にかかる報酬は、会計監査人の独立性の保全を維持するために、業務内容及びその報酬額について、監査等委員会の事前の同意が得られたうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、取締役会や会計監査人から必要な資料の提出及び説明を受け、監査等委員会において会計監査人の監査計画の内容が適正な監査を確保するために十分なものが、また、前年度の職務遂行の状況が適正なものだったか等を検証し、当該事業年度の監査報酬額が監査計画の内容や世間相場に照らして妥当であるかを判断したものです。

(4) 【 役員の報酬等 】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。) の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

a. 基本方針

当社の取締役 (監査等委員を除く。以下同じ。) の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役のうち業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標 (KPI) を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を変動報酬 (金銭報酬) として翌事業年度の基本報酬と合わせて支給する。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、監査等委員会において検討を行う。取締役会 (e の委任を受けた代表取締役社長) は監査等委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年2月22日開催の第9回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年2月22日開催の第9回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員会の協議により決定しております。

なお、当事業年度における当社取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2022年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬額を代表取締役社長渡辺博之に一任する旨の決議を行い、代表取締役社長が決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	48	48	-	-	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	4	4	-	-	3

(注) 1. 役員区分において、社外役員は社外取締役1名、社外取締役(監査等委員)2名であります。

2. 当事業年度末現在の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)は4名、取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)1名、社外役員は3名であります。支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)1名及び取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)1名を含んでいないためであります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載を省略しております。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年12月1日から2022年11月30日まで）の財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、監査法人等の専門的情報を有する各種団体が主催する研修に参加し、情報の収集に努めております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年11月30日)	当事業年度 (2022年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,373,442	1,459,661
売掛金	157,470	58,214
契約資産	-	121,577
仕掛品	119	113
貯蔵品	31	20
前払費用	5,606	4,468
その他	66	2,750
流動資産合計	1,536,736	1,646,806
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,903	11,903
減価償却累計額	4,189	5,366
建物(純額)	7,713	6,536
工具、器具及び備品	30,949	35,124
減価償却累計額	22,867	25,722
工具、器具及び備品(純額)	8,082	9,402
有形固定資産合計	15,796	15,938
無形固定資産		
ソフトウェア	27,215	22,408
無形固定資産合計	27,215	22,408
投資その他の資産		
敷金及び保証金	22,426	21,462
繰延税金資産	3,672	5,242
投資その他の資産合計	26,098	26,705
固定資産合計	69,110	65,052
資産合計	1,605,846	1,711,858

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年11月30日)	当事業年度 (2022年11月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	9,771	8,385
未払法人税等	35,886	35,657
未払費用	19,470	22,147
預り金	22,428	28,429
その他	21,830	1 27,988
流動負債合計	109,387	122,609
負債合計	109,387	122,609
純資産の部		
株主資本		
資本金	448,251	449,509
資本剰余金		
資本準備金	439,251	440,509
資本剰余金合計	439,251	440,509
利益剰余金		
利益準備金	3,375	3,375
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	605,438	695,753
利益剰余金合計	608,813	699,128
自己株式	67	67
株主資本合計	1,496,248	1,589,080
新株予約権	210	169
純資産合計	1,496,459	1,589,249
負債純資産合計	1,605,846	1,711,858

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
売上高	957,925	1,048,089
売上原価	572,843	582,310
売上総利益	385,081	465,778
販売費及び一般管理費	1 241,170	1 281,008
営業利益	143,911	184,770
営業外収益		
受取利息	13	13
受取手数料	550	-
助成金収入	1,158	1,495
その他	0	86
営業外収益合計	1,722	1,594
経常利益	145,633	186,364
特別損失		
固定資産売却損	-	2 161
固定資産除却損	17	0
特別損失合計	17	162
税引前当期純利益	145,616	186,202
法人税、住民税及び事業税	45,836	53,249
法人税等調整額	427	1,569
法人税等合計	45,409	51,679
当期純利益	100,207	134,523

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)		当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		483,527	87.5	512,352	88.0
外注費		1,096	0.2	-	-
経費		67,767	12.3	69,952	12.0
当期総製造費用		552,391	100.0	582,304	100.0
期首仕掛品棚卸高		20,570		119	
合計		572,962		582,423	
期末仕掛品棚卸高		119		113	
当期製品製造原価		572,843		582,310	
売上原価		572,843		582,310	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、プロジェクト別個別原価計算であり、実際原価を用いて計算しております。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
旅費交通費	8,172	10,761
地代家賃	24,428	23,113

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	445,214	436,214	436,214	3,375	548,845	552,220	67	1,433,581	345	1,433,926
当期変動額										
新株の発行	3,037	3,037	3,037					6,074		6,074
剰余金の配当					43,614	43,614		43,614		43,614
当期純利益					100,207	100,207		100,207		100,207
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									134	134
当期変動額合計	3,037	3,037	3,037	-	56,592	56,592	-	62,667	134	62,532
当期末残高	448,251	439,251	439,251	3,375	605,438	608,813	67	1,496,248	210	1,496,459

当事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	448,251	439,251	439,251	3,375	605,438	608,813	67	1,496,248	210	1,496,459
当期変動額										
新株の発行	1,258	1,258	1,258					2,516		2,516
剰余金の配当					44,208	44,208		44,208		44,208
当期純利益					134,523	134,523		134,523		134,523
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									41	41
当期変動額合計	1,258	1,258	1,258	-	90,314	90,314	-	92,831	41	92,789
当期末残高	449,509	440,509	440,509	3,375	695,753	699,128	67	1,589,080	169	1,589,249

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	145,616	186,202
減価償却費	17,868	19,757
受取利息	13	13
助成金収入	1,158	1,495
売上債権の増減額(は増加)	76,361	22,321
棚卸資産の増減額(は増加)	20,466	16
前払費用の増減額(は増加)	85	1,137
未払金の増減額(は減少)	2,331	1,535
未払費用の増減額(は減少)	1,714	2,676
預り金の増減額(は減少)	3,418	6,001
その他	3,166	5,115
小計	117,135	195,541
利息の受取額	13	13
助成金の受取額	1,158	1,495
法人税等の支払額	24,537	54,011
営業活動によるキャッシュ・フロー	93,770	143,038
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,119	7,443
無形固定資産の取得による支出	66	7,665
敷金及び保証金の回収による収入	1,272	-
その他	98	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,814	15,104
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	5,940	2,475
配当金の支払額	43,614	44,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	37,674	41,677
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	53,281	86,255
現金及び現金同等物の期首残高	1,320,000	1,373,281
現金及び現金同等物の期末残高	1,373,281	1,459,537

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）の残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主に組込みソフトウェア開発のコンサルティングの役務を提供しており、顧客との契約に基づいて、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

(工事進行基準による収益認識)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度末時点で工事進行基準を適用している売上高 87,908千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件については、工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を採用しております。

工事進行基準の適用にあたっては、収益総額、原価総額及び当事業年度末における進捗度を合理的に見積っておりますが、想定していなかった原価の発生等により当該見積りが変更された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

(一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度末時点で一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高 110,524千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の組込みソフトウェア開発のコンサルティングについては、顧客との契約に基づいて、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

収益総額、原価総額及び当事業年度末における進捗度を合理的に見積っておりますが、想定していなかった原価の発生等により当該見積りが変更された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、進捗部分について成果の確実性が認められる案件については工事進行基準を、その他の案件については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。1株当たり情報に与える影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

- 1 流動負債のその他のうち、契約負債の金額は、「(収益認識関係)3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載のとおりであります。
- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年11月30日)	当事業年度 (2022年11月30日)
当座貸越限度額の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	300,000	300,000

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12.9%、当事業年度19.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87.1%、当事業年度80.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
役員報酬	51,875千円	52,682千円
給料及び手当	52,303	57,360
支払手数料	42,349	55,874

- 2 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
工具、器具及び備品	- 千円	161千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	2,907,700	39,600	-	2,947,300
合計	2,907,700	39,600	-	2,947,300
自己株式				
普通株式	55	-	-	55
合計	55	-	-	55

(注) 発行済株式の総数の増加39,600株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	第2回新株予約権 (注)	普通株式	19,200	-	1,200	18,000	-
	第3回新株予約権 (注)		98,600	-	38,400	60,200	210
合計			117,800	-	39,600	78,200	210

(注) 第2回新株予約権及び第3回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年2月25日 定時株主総会	普通株式	43,614	15	2020年11月30日	2021年2月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月25日 定時株主総会	普通株式	44,208	利益剰余金	15	2021年11月30日	2022年2月28日

当事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	2,947,300	16,500	-	2,963,800
合計	2,947,300	16,500	-	2,963,800
自己株式				
普通株式	55	-	-	55
合計	55	-	-	55

（注）発行済株式の総数の増加16,500株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	第2回新株予約権 （注）	普通株式	18,000	-	4,600	13,400	-
	第3回新株予約権 （注）		60,200	-	11,900	48,300	169
合計			78,200	-	16,500	61,700	169

（注）第2回新株予約権及び第3回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年2月25日 定時株主総会	普通株式	44,208	15	2021年11月30日	2022年2月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年2月27日 定時株主総会	普通株式	50,383	利益剰余金	17	2022年11月30日	2023年2月28日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）	当事業年度 （自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）
現金及び預金勘定	1,373,442千円	1,459,661千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	161	123
現金及び現金同等物	1,373,281	1,459,537

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、「与信管理規程」に沿ってリスクの低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち78.1%が特定の大口顧客（上位3社）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2021年11月30日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,373,442	1,373,442	-
(2) 売掛金	157,470	157,470	-
資産計	1,530,913	1,530,913	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2022年11月30日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金及び預金、売掛金は、現金であること又は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2021年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,373,306	-	-	-
売掛金	157,470	-	-	-
合計	1,530,776	-	-	-

当事業年度(2022年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,459,519	-	-	-
売掛金	58,214	-	-	-
合計	1,517,734	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年11月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2022年11月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 20名	林公認会計士事務所 所長 林 雄一郎 (注)2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 100,000株	普通株式 200,000株
付与日	2016年3月4日	2016年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2016年3月4日 至 2026年2月28日	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月28日	自 2020年3月1日 至 2023年11月29日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2018年3月16日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)及び2019年6月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、林公認会計士事務所 所長 林雄一郎を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了日(2019年1月28日)の到来に伴って、当社の取締役(非常勤取締役は除く)及び監査等委員である取締役(非常勤取締役は除く)並びに従業員に対して配分しております。

当社の取締役 3名

当社の従業員 44名

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	18,000	60,200
権利確定	-	-
権利行使	4,600	11,900
失効	-	-
未行使残	13,400	48,300

(注) 2018年3月16日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)及び2019年6月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	150	150
行使時平均株価 (円)	981	942
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2018年3月16日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)及び2019年6月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株価に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

50,100千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

13,541千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年11月30日)	当事業年度 (2022年11月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,794千円	3,210千円
その他	878	2,031
繰延税金資産計	3,672	5,242
繰延税金資産の純額	3,672	5,242

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年11月30日)	当事業年度 (2022年11月30日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.6%
(調整)		
住民税均等割		0.4
人材確保等促進税制による税額控除		3.3
その他		0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率		27.8

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	60,770千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	58,214千円
契約資産(期首残高)	96,699千円
契約資産(期末残高)	121,577千円
契約負債(期首残高)	275千円
契約負債(期末残高)	8,402千円

貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は流動負債の「その他」に含めて計上しております。

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、275千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社は、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高が単一のサービスの区分で損益計算書の90%を超えるため、記載を省略してあります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略してあります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社SUBARU	436,827	コンサルティング事業
ウーブン・コア株式会社	152,192	コンサルティング事業

当事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高が単一のサービスの区分で損益計算書の90%を超えるため、記載を省略してあります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略してあります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社SUBARU	398,378	コンサルティング事業
ウーブン・コア株式会社	306,392	コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）
該当事項はありません。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ソルクシーズ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）	当事業年度 （自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）
1株当たり純資産額	507.68円	536.17円
1株当たり当期純利益	34.26円	45.56円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	33.25円	44.63円

（注）1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）	当事業年度 （自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	100,207	134,523
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	100,207	134,523
普通株式の期中平均株式数（株）	2,924,841	2,952,509
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	89,136	61,555
（うち新株予約権（株））	（89,136）	（61,555）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	11,903	-	-	11,903	5,366	1,177	6,536
工具、器具及び備品	30,949	7,268	3,094	35,124	25,722	5,783	9,402
有形固定資産計	42,852	7,268	3,094	47,027	31,088	6,960	15,938
無形固定資産							
ソフトウェア	68,264	7,990	-	76,254	53,846	12,796	22,408
無形固定資産計	68,264	7,990	-	76,254	53,846	12,796	22,408

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a.現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	141
預金	
当座預金	700
普通預金	1,458,695
別段預金	123
小計	1,459,519
合計	1,459,661

b.売掛金、契約資産

(イ)相手先別内訳(売掛金)

相手先	金額(千円)
株式会社SUBARU	36,440
株式会社ネクスティエレクトロニクス	8,497
愛三工業株式会社	4,831
日本精工株式会社	4,519
株式会社東陽テクニカ	1,144
その他	2,781
合計	58,214

(ロ)相手先別内訳(契約資産)

相手先	金額(千円)
ウーブン・コア株式会社	76,755
株式会社SUBARU	15,008
本田技研工業株式会社	9,862
株式会社小松製作所	7,357
日立Astemoビジネスソリューションズ株式会社	4,436
その他	8,155
合計	121,577

(ロ) 売掛金、契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
157,470	1,152,898	1,130,576	179,792	86.3	53

c. 仕掛品

品目	金額(千円)
コンサルティング事業	113
合計	113

d. 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	20
合計	20

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	245,474	503,656	765,516	1,048,089
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	38,658	87,627	146,101	186,202
四半期(当期)純利益 (千円)	26,653	60,464	100,837	134,523
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	9.04	20.50	34.17	45.56

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	9.04	11.46	13.67	11.39

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年11月30日
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.corporate.exmotion.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第14期（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）2022年2月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年2月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 2021年12月1日 至 2022年2月28日）2022年4月8日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 2022年3月1日 至 2022年5月31日）2022年7月8日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 2022年6月1日 至 2022年8月31日）2022年10月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年3月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年2月28日

株式会社エクスマーシオン

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 禎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 仁士

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクスマーシオンの2021年12月1日から2022年11月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクスマーシオンの2022年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「注記事項（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、会社は主に組み込みソフトウェア開発のコンサルティングの役務を提供しており、顧客との契約に基づいて、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っている。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。</p> <p>「注記事項（重要な会計上の見積り）一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識」に記載されているとおり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されたコンサルティング契約のうち、当事業年度末時点で履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識した売上高の金額は110,524千円である。</p> <p>コンサルティング事業の収益認識に当たっては、原価総額や進捗度の見積りに際して、以下のような不確実性の要素が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積原価総額は経営者の判断により重要な影響を受ける。 ・当初想定していない事象の発生により実際原価が変動する。 ・成果物の納入までに必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴う。 <p>このように原価総額や進捗度の見積りに高い不確実性があり、経営者の主観的要素が介在することから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗度を算定するための管理体制の構築や進捗度の算定に影響を及ぼす原価総額の見積り、実際原価の集計等に関連する業務プロセスについて内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・原価総額の見積りの信頼性を評価するために、原価総額の事前の見積りとその確定額又は再見積額を比較検討した。 ・実際原価について、労務費及び直接経費等の集計資料と請求書、見積書、給与データ等の関連する証憑書類等との整合性を検討した。 ・当事業年度末時点において仕掛中のプロジェクトに係る進捗度の正確性を検証するために、再計算を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エクスマーシオンの2022年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エクスマーシオンが2022年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。